

○福井県後期高齢者医療広域連合監査委員事務局規程

〔平成21年4月1日〕
〔監査委員訓令第1号〕

令和3年3月12日監査委員訓令第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第12号）第10条の規定に基づき、福井県後期高齢者医療広域連合監査委員事務局（以下「事務局」という。）の職及び職務その他必要な事項について定めるものとする。

（職）

第2条 事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置く。

- 2 事務局長は、広域連合の事務局長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、広域連合の事務局次長をもって充てる。
- 4 書記は、広域連合の総務課の職員をもって充てる。

（職務）

第3条 事務局長は、監査委員の命を受けて職員を指揮監督し、監査委員に関する事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が不在又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 書記は、上司の命を受け、監査委員に関する事務に従事する。

（公印の名称等）

第4条 公印の名称、書体、寸法、ひな型、使用区分及び保管者は、別表のとおりとする。

- 2 公印の保管、使用等の取扱いに関しては、福井県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合規則第5号）の規定の例による。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務の処理については、広域連合長の事務部局の例による。

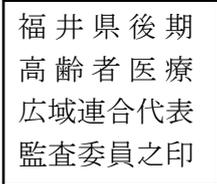
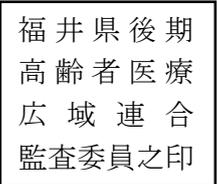
附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3監査委員訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型	使用区分	保管者	個数
福井県後期高齢者医療広域連合代表監査委員	てん書体	方21		代表監査委員名をもつてするとき。	監査委員事務局次長	1
福井県後期高齢者医療広域連合監査委員	てん書体	方21		監査委員名をもつてするとき。	監査委員事務局次長	1
福井県後期高齢者医療広域連合監査委員事務局長	てん書体	方21		監査委員事務局長名をもつてするとき。	監査委員事務局次長	1